



### ①60～64歳の在職老齢年金の支給停止の要件緩和

働きながら年金をもらう「在職老齢年金」は、給与と老齢厚生年金の額が一定額を超えると一部または全部の年金の支給が停止される制度です。

これまで支給停止になる基準額は28万円でしたが、47万円に引き上げられます。

#### 改正後

給与等(給与+賞与÷12)+年金が  
47万円以下なら支給停止なし  
※65歳以上と同じ基準に!

#### 改正前

給与等(給与+賞与÷12)+年金が  
28万円を超えると一部または全部が支給停止

### ②在職定時改定

これまでは65歳以上で働きながら老齢厚生年金をもらっていると、退職するまで年金額は再計算されませんでした。そのため保険料は毎月納めているのに、年金額が据え置きになっていました。

今後は9月1日を基準として、8月以前の被保険者期間に基づいて10月以後の年金額が改定されます。

#### 改正後

毎年9月に年金額が改定  
※70歳まで在職中にもらう年金額が  
毎年増える!

#### 改正前

退職時、または70歳で厚生年金を喪失した時  
に年金額が改定

### ③75歳までの繰下げ延長

老齢年金の受給開始は原則65歳です。希望により60歳～70歳の間で開始年齢を選択できましたが、65歳より後に受給する繰下げが75歳まで選択できるようになります。

75歳まで繰下げした場合、受給額の増額率は最大84%まで拡大されました。

例えば、老齢基礎年金770,800円(令和4年度満額)の場合、75歳まで繰下げして受給すると1,418,272円(84%増)になります。

※昭和27年4月2日以降に生まれた方が対象です。

#### 改正後

受給開始を60～75歳で選択できる  
繰下げの増額率 最大84%増

#### 改正前

受給開始を60～70歳で選択できる  
繰下げの増額率 最大42%増

その他にも前号でお知らせしたパート社員の短時間労働者の社会保険の加入要件拡大、個人で加入するiDeCoの加入年齢が65歳までに引き上げられる改正があります。

# 1日8時間を超えて労働させるには、<sup>サブロク</sup>36協定の提出が必要です。

## ◇36協定(正式名称:「時間外労働・休日労働に関する協定届」)とは？

労働時間は原則として1日8時間、1週間40時間以内と定められています。労働基準法第36条では、これを超えて働く場合(時間外労働と呼びます)や休日労働する場合に、会社は労働者代表等と書面で協定を結ぶことが義務付けられています。これが36協定です。

### ◇36協定で協定する内容

①時間外労働、休日労働をする具体的理由(「臨時の受注対応の為」など)

②「1日」「1か月」「1年」それぞれの時間外労働の上限

臨時的な特別の事情が無い限りは1か月45時間、1年360時間までです。これを超える場合は特別条項という書面で具体的な理由と延長できる時間と割増賃金率を定めます。

③協定期間の起算日

1年の上限を算定するため起算日を定めます。なお、36協定の有効期間は1年が限度の為、継続して残業する場合には毎年提出する必要があります。

④時間外労働と休日労働の合計が、月100時間未満、2~6か月平均で80時間未満とすること。中小企業は令和2年4月から、この上限が定められました。また、特別条項を定めていても、**時間外労働は年に720時間まで、月45時間を超えるのは年6回までが限度です。**

※建設業や医師、自動車運転業などは令和6年3月31日までこの上限規制は猶予されています。



## お知らせ



### ◇社会保険料率・雇用保険料率の改定

#### 【社会保険(静岡県)】

令和4年3月1日より健康保険料が0.03%上がり、介護保険料が0.16%下がります。3月分の保険料(4月支給の給与から控除する社会保険料)の変更をお願いします。

#### 【雇用保険(全国)】

令和4年4月1日から事業主負担の雇用保険料率が各事業0.05%上がります。給与から控除する従業員負担分は変わりません。

※令和4年10月1日より従業員負担、事業主負担分共に0.2%上がる予定です。

詳細はお手元に発送される圧着ハガキをご確認ください。

### ◇年金手帳の交付について

令和4年4月以降、被保険者資格の取得手続きをとり、初めて年金制度に加入する方には、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が被保険者本人の住所宛に送付されます。

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	X X X X - X X X X X X
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
生年月日	平成 X年 X月 X日
	令和 X年 X月 X日 交付
	厚生労働大臣